

とうまの ★ 議会

No. **196**

2023 (令和5) 年
5月

にゆうがく おめでとう



196号の主な内容

- P 2 町政を問う (一般質問)
- P 7 議案の審議
- P 9 議会のうごき
- P10 予算審査特別委員会
- P12 第1回臨時会/第2回臨時会
- P14 議案審議の結果
- P16 議案の採決結果

当麻小学校 入学式

令和5年 第1回定例会

令和5年第1回定例町議会は3月3日に招集され12日間の会期で開かれました。
初日は、町長の行政報告、令和5年度町政執行方針と教育長による教育行政執行方針に引き続き、条例の制定1件、条例の改正9件、補正予算5件、発議1件の計16件が審議されました。
令和5年度当麻町一般会計予算ほか5特別会計及び水道事業会計予算については、予算審査特別委員会を設置し付託審査しました。
2日目（9日）は、議員が一般質問を行いました。
最終日（14日）は、9日に開催された予算審査特別委員会の審査結果報告のほか、教育長の任命、発議1件、計9件を審議しました。
なお、今号では第1回臨時会（1月24日開催）、第2回臨時会（3月24日開催）についてもお知らせします。

（議案審議結果は15ページをご覧ください。）

ここが
聞きたい

町政を問う！

第1回定例会において、山下、片原、加藤、澤田の4議員が一般質問を行い、町長の考えを尋ねました。（要旨にて掲載）

一般質問と答弁（再質問を除く）の全文を当麻町ホームページ「当麻町議会」の中に掲載していますのでご覧ください。



このQRコードからアクセスすると
カラーで見ることができます。

当麻町ホームページ／当麻町議会
<http://town.tohma.hokkaido.jp/gikai/>

Q 多額の浄化槽修理費を
分割に

A 事例等を調査し検討

山下 勝博 議員

修理業者への支払いが負担にな
っています。今後このようなこ
とが増えることが予想されるな
か、本町が浄化槽推奨している
以上、不具合が発生した場合は
修理費を立替え、浄化槽管理者
には分割納付していただく計画
を立ててくべきと考えますが、い
かがでしょうか。

村椿町長

化や部品への負荷などが原因で
結果的には嫌気ろ床槽のろ材受
けが脱落することが多く見受け
られ、20数万円という予定にな
い額の修理費用が必要になるこ
とがわかり、ここ数年で数件の

問

山下議員

本町では、合併処理浄化
槽により台所やトイレ・風呂
場・洗濯機などから排出される
生活雑排水を浄化処理し、水質
低下を抑制した水を河川や水路
などの水域に放流するなど、下
水道で網羅出来ない区域の水環
境保全に努力いただいていると
ころです。

そのため、普及助成として合
併処理浄化槽設置補助金や管理
経費補助金などを準備し推進し
ていますが、設置台数は令和4
年までで事業開始以来、およそ
640基を超えるまでに至って
います。

しかし、普及して20数年が経
過し処理されるものが異種類の
ため、処理槽の中で内部経年劣



答

合併処理浄化槽は、下水
道処理区域以外の地域において、
家庭から出る生活排水を浄化し、
処理水を自然環境へ放出する設
備で、水質汚濁の防止と公衆衛
生の向上に寄与するものです。
本町にある合併処理浄化槽は、
古い物で30年を経過しており、
設置環境や使用状況により違い
はあると思いますが、浄化槽
本体の耐用年数は、必要な保守
や修理を行うことで概ね30年と
されており、現在使用されてい
る浄化槽の内部は老朽化や腐食
により不具合が発生している設
備があることは承知しています。

合併処理浄化槽が健全に機能
しなければ、水質の汚濁により
本来の目的である公共用水域の
保全が図れないことから、適正

な維持管理を実施して頂くため
にも管理者の負担軽減について
対策を講じる必要があるものと
考えています。

修繕費用の立替及び分割返済
につきましては、他の資金貸付
事例等を調査し、制度設計につ
いて検討していきます。

問

山下議員

管理者組合が立ち上がっ
ているところがある。本町でも
管理者の人等も含めて立ち上げ
てはどうか。

答

村椿町長

情報を集めながら、どう
いった管理体制が適切であるの
か、検討を進めていきます。



Q ゴミ収集サービスの向上について

A 現在の状況を維持

片原 康夫 議員

問 片原議員
愛別町外3町塵芥処理組合は、昭和47年2月5日に設立し、現施設の多くは平成10年4月1日よりゴミ処理事業を遂行しています。

我が郷土令和5年2月号記載、中央2区との町長と語ろう「まちづくりトーク」では、可燃ゴミの収集日が月曜・水曜となっており間隔が短い。量がかたよるのを改善するため、間隔を空けることは可能か？との問いに、可燃ゴミの処理施設での受入日は、塵芥処理組合を構成する、4町で協議し決めているため、本町だけの意向を通すことは難しい。との答弁がされていました。



わり、各種ゴミの量も変化しています。
収集日の変更以外で、本町としてできる事はないか町長に伺います。

答 村椿町長

本町の可燃ごみの収集日程につきましては、毎週月曜日と水曜日の収集区域か、毎週火曜日と金曜日の収集区域のいずれかの日程になっています。

これまでも、毎週月曜日と水曜日の収集区域の町民より、収集日程の変更が出来ないか、要望をいただいた経緯があります。が、「4町の協議により、現在の収集日程が決定していることから、収集日程を変更することは難しい」と回答をしてきたところです。

現在、可燃ごみのごみ出しについては、市街地では戸別収集、農村地域では拠点収集を実施しており、戸別収集においては、それぞれの家庭において、ガラスや獣よけの防護ネットやごみ箱等を用意し、対応をしていただいております。拠点収集では、各地域においての管理をお願いしているところです。

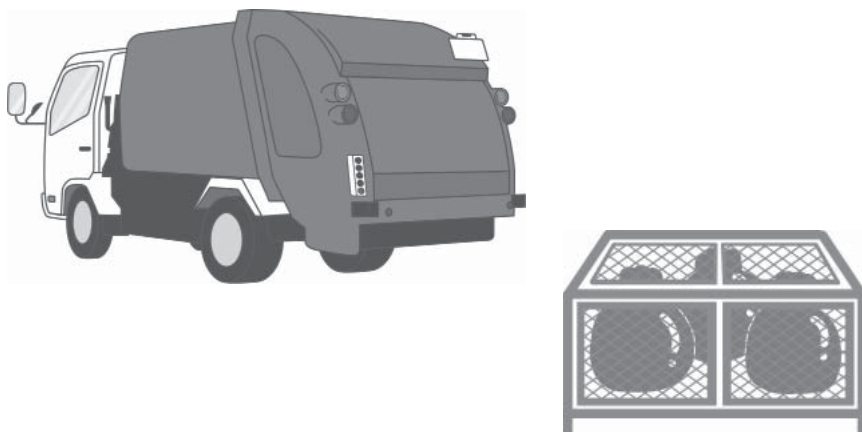
今後におきましても、現在の状況を維持しながらの収集となります。

問 片原議員

資源ごみが収集する前にあふれていると聞くが、保管する場所を増やす考えはないか。

答 村椿町長

収集を委託している事業者により、状況に応じて抜取りをさせていただいておりますのでご理解願います。



Q 公営住宅の電気料金助成について

A 国や道の動向を注視

加藤 功 議員

問 加藤議員
公営住宅のオール電化料金の助成についておたずねします。

そもそも公営住宅は低所得者対策として建設されているものです。入居者からの声は個別に違いがあると思いますが、2月分でびっくりした額になっていたらと話されておりました。今後について報道によれば本年度はさらに値上げされると聞いています。町として町民の命とくらしを守るために何らかの対策を打たなければならぬと思います。すが町長の考えを伺います。

答

村椿町長

本町の公営住宅の一部に電気調理器や電気給湯器を整備している住宅はありますが、全

てを電気ですべて賄っているオール電化住宅はありません。

入居者に対する電気料金の助成についてはですが、低所得者への救済とするならば、公営住宅入居者に限定するべきでは無いものと考えます。

令和4年第5回町議会臨時会において補正予算のご議決をいただきました。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業では、住民税非課税世帯等を対象に、1世帯あたり5万円の支援を実施していますので、現時点での電気料金の助成は考えていません。今後、国や道の動向を注視してまいりたいと考えています。



町政はあなたのために…



議会を傍聴しましょう

- 町議会の定例会は、年4回（3月・6月・9月・12月）開かれます。
- 町議会の臨時会は、必要に応じて随時開かれます。

次の定例会は6月です。
お気軽にお越しください。

Q がん患者の支援について

A 支援策について検討

澤田 なぎさ 議員

な負担となっています。

自治体によって条件や補助額など様々ですが、本町もがん患者の外見ケアに対する支援制度の創設を望みますが、町長の考えを伺います。

問 澤田議員
約40年にわたり日本人の死因のトップであるがんは、医療の進歩により「救える病」となりましたが、今は2人に1人はかかる身近な病気ともいわれ、全国的にがん患者を支える助成事業が開始されています。
この事業は、治療やその副作用により外見の変容に悩むがん患者の心理的及び経済的負担を軽減し、治療と就労など社会参加への両立を支援するもので、医療用ウイッグ（かつら）や手術痕の形を整える補正具（乳がん術後の方のための下着パット）の購入費用の一部を助成するものです。ウイッグや補正下着などは、金額の幅はあるものの、高額で患者にとっては大きな負担となっています。

また、男性特有の前立腺がん膀胱がんの治療や加齢などが原因で尿漏れパッドを使用する男性が増加傾向にあり、本町の方ではありませんが外出時に使用済みパッドを捨てる場所がなく、やむを得ず持ち歩いたとの話を聞きました。使用者が安心して生活できる環境整備として、公共施設の男性トイレにも使用済みパッドを捨てられる汚物入れの箱（サニタリーボックス）を設置するべきだと思いますが、町長の考えを伺います。



答

村椿町長

現在、本町において、医療用ウイッグ、胸部補正具等の購入費用に対する助成は、実施しておりませんが、がん治療による外見の変化に対するケア、サポートは、療養生活の質をより良いものにし、社会参加を促進するために大変重要なものであると認識しております。

国の「がん対策推進基本計画」においては、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を緩和するケア（アピアランスケア）の社会的な問題について、更なる知見の集積を行い、検討が必要であると記述されております。本町としては、今後とも国の動向について注視していくとともに、助成を実施する他の自治体の状況を踏まえ、身体的、精神的、経済的負担や生活上の不安を和らげ、安心して療養生活及び社会参加ができるよう、がん患者の外見ケアに対する支援策について、検討してまいります。

また、公共施設の男性トイレに汚物入れを設置してはとのことですが、公民館「まともーる」については平成26年4月より、郷土資料館「ここから」は令和3年4月より、汚物入れを設置しており、当面はこの2施設で対応してまいりますので、ご理解願います。





条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の改正に伴い、令和5年4月1日から、職員の定年を65歳まで段階的に引き上げる定年引上げについて規定するものです。60歳での役職定年制や、60歳を超える職員の給与を7割とする特例など、関連する条例について一括して改正を行います。

質疑

問 上杉議員
65歳に定年が延長されると今まで定期的に採用している人たちが減らされるのか。

答 遠藤副町長
今後採用していく職員に影響があるとは考えていません。

問 上杉議員
定年が延長され採用もされると、職員の人数が増えいくが、新しく行政サービスを拡大していくのか。

答 遠藤副町長
定年延長時期の5年間は、一時期増えることはあるが、順次調整し職員数を増やす考えは持っていません。

当麻町個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について

条例で定義する町の機関に、上川管内町村で共同設置している公平委員会を追加し、附則の改正を行うものです。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。
国民健康保険当麻町立診療所の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について

現在の町立診療所所長には、平成28年4月から、町民の健康と疾病の早期発見にご尽力をいただいています。

最近では、通常診療に加え各種予防接種や発熱外来などの業務も加わり、業務量が増加しているため、医師の給料月額を、現在の「95万円」から、「100万円」に改正するものです。
なお、この条例は令和5年4月1日から施行します。

当麻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

当麻町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
当麻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

いずれの条例も、保育事業等の設備及び運営に関し、国の基準に従い、条例を制定しているものです。

今回の改正は、国が「児童の安全の確保」を図ることを目的に、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について定める省令等の一部改正及び民法、児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、本条例を改正するものです。

なお、いずれの条例も、令和5年4月1日から施行しますが、懲戒権に関する規定の削除は、

公布の日から施行するものです。
当麻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

被保険者の出産に係る経済的負担を軽減するため、出産育児一時金の額を引き上げ、産科医療保障制度の掛金を加算し、支給総額50万円とするものです。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。
当麻町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

子育て支援の更なる充実を図るため、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもに対する医療費の無料化を拡大するものです。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行します。
当麻町中小企業経営安定化資金利子補給条例の一部を改正する条例について

町内の中小企業の経営安定及び経営基盤強化を図るため、北海道が定める中小企業総合振興資金を借入れた町内の中小企業者に、令和5年3月31日まで、融資利子の全額を利子補給するものです。

現行の融資利子の全額補給を3年間延長し、継続して支援を行います。

なお、この条例は、公布の日から施行するものです。

当麻町公園条例の一部を改正する条例について

当麻町土地開発公社がハートフルタウンとうま第2期の造成に併せ、地域の憩いの場として整備したハートフル公園を本条例に追加し、改正を行うものです。

なお、この条例は、公布の日から施行するものです。



令和4年度当麻町一般会計補正予算(第10号)

現行の予算から1,153万4千円を減額し、歳入歳出それぞれ76億98万9千円としました。

◎補正の主な内容

電算管理事業や防災行政費及び農業振興費等で、事業費の確定・中止等により、完了した事業の整理などを行いました。

令和4年度当麻町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)

現行の予算から38万9千円を減額し、歳入歳出それぞれ9億1,032万7千円としました。

◎補正の主な内容

上川広域滞納整理機構負担金の確定により減額補正しました。

令和4年度当麻町介護保険特別会計補正予算(第5号)

現行の予算に2,566万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ12億1,211万9千円とするものであります。

◎補正の主な内容

認知症対応型共同生活介護や通所介護の利用件数の増等により、地域密着型介護サービス給付金などを増額補正しました。

令和4年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

現行の予算から162万2千円を減額し、歳入歳出それぞれ1億1,330万9千円としました。

◎補正の主な内容

公設柵設置事業や下水道ストックマネジメント事業等、事業費の確定により減額補正しました。

令和4年度当麻町水道事業会計補正予算(第4号)

現行の資本的収入の総額から1,929万3千円を減額し、1億1,356万円、資本的支出の総額から1,970万1千円を減額し、1億9,362万7千円としました。

◎補正の主な内容

配水施設費や原水施設費の工事請負費等で、事業の完了に伴う事業費の確定により減額補正しました。



当麻町議会個人情報保護条例の制定について

個人情報保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日から、地方公共団体の執行機関に直接適用される個人情報保護法の規定が、地方議会は原則として適用対象外とされたため、

議会における個人情報取扱いを、新たに議会独自の当麻町議会個人情報保護条例として制定しました。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行し、条例の制定に伴う経過措置を附則で規定するものです。



教育長の任命

令和5年3月31日で任期満了となります中村欣也氏(3条西3丁目)を引き続き教育長として任命することに同意しました。



中村 欣也 氏



当麻町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

開かれた議会を実践するため、高齢者をはじめ、歩行補助器具の「つえ」を利用されている方々が、傍聴しやすくなるよう

改正するものです。
 なお、本条例は、公布の日から施行するものです。

全国町村議会
 議長会表彰



町村議会議員として、中港議長が27年、善光議員、山下議員が15年以上在職し、地方自治の発展に寄与・貢献された功績により、全国町村議長会から表彰されました。
 3月14日、議事堂において澤田副議長より表彰状が伝達されました。

議会のうごき

議会の傍聴や、議事堂の見学をしてみませんか。

令和5年2月13日 ⇨ 令和5年5月10日

2月	13日	全員協議会	
	16日	総務文教常任委員会	
	17日	産業福祉常任委員会	
		当麻郵便局落成式	(議長)
	20日	上川町村議会議長会定期総会	(議長⇒旭川市)
	24日	議会運営委員会	
3月	27日	上川中央部市・町議会事務局長及び担当者会議	(局長・係長⇒旭川市)
		大雪浄化組合議会定例会	(組合議員⇒愛別町)
		愛別町外3町塵芥処理組合議会定例会	(組合議員⇒愛別町)
		上川中部福祉事務組合議会定例会	(組合議員⇒愛別町)
	28日	全員協議会	
	3日	第1回定例会(初日)	
		予算審査特別委員会	
	7日	議会運営委員会	
	9日	第1回定例会(2日目)	
		予算審査特別委員会	
	10日	当麻中学校卒業式	(議長)
	14日	第1回定例会(最終日)	
4月		全員協議会	
		教育課事務所視察	
		議会報編集特別委員会	
	15日	地域農業再生協議会	(議長・産福委員長)
	16日	当麻幼稚園卒園式	(議長)
	20日	当麻小学校卒業式	(議長)
	22日	大雪消防組合議会定例会	(組合議員⇒美瑛町)
	24日	第2回臨時会	
		全員協議会	
		全員協議会(議員のみ)	
	29日	議会報編集特別委員会	
	31日	当麻農業協同組合通常総会	(議長・産福委員長)
5月	4日	東川町議会正副議長就任挨拶来庁	(正副議長)
	6日	交通安全関係団体結団式	(議長)
		当麻小学校入学式	(議長)
		当麻中学校入学式	(議長)
	7日	当麻幼稚園入園式	(議長)
	19日	議会報編集特別委員会	
	22日	観光施設クリーン作戦	
	25日	水天宮祭・通水式	(議長)
	28日	地域農業再生協議会	(議長・産福委員長)
		自衛隊協力会・交通安全協会総会	(議長)
5月		防犯協会総会	(正副議長)
	2日	第3回臨時会(初議会)	
	10日	開町記念式 新任議会事務局長研修会 商工会通常総会	(局長⇒札幌) (議長・総文委員長)

令和5年度 予算審議

予算総額 104億4,314万4千円



善光委員長

令和5年度当麻町一般会計ほか5特別会計予算及び水道事業会計予算は、議長を除く全議員で構成の『予算審査特別委員会（善光委員長・上杉副委員長）』を設置し審査を行いました。審査の結果、各会計予算案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

令和5年度 各会計予算額

一 般 会 計		73 億 7,700 万円
特 別 会 計	国民健康保険特別会計 (事業勘定)	8 億 7,800 万円
	国民健康保険特別会計 (医科診療施設勘定)	1 億 2,850 万円
	後期高齢者医療特別会計	1 億 3,050 万円
	介護保険特別会計	11 億 5,350 万円
	公共下水道事業特別会計	1 億 7,340 万円
	水道事業会計 収益的支出	2 億 2,327 万 5 千円
	水道事業会計 資本的支出	3 億 7,896 万 9 千円
総 額		104 億 4,314 万 4 千円

前年度比 3 億 5,236 万 2 千円増

質 疑

一般会計歳出

総務費

問

片原委員

木育推進拠点施設で木製遊具製作委託料とあるが、どのような遊具を製作する予定なのか。

答

まちづくり推進課長

木遊館の木製遊具の製作ですが、木育拠点ということで、小さいお子さんが木に親しめるように計画しています。

問

上杉委員

地域防災拠点施設整備事業で、土のうを作る機械をどのように考えているか。

答

総務課長

フレコンのような大型土のうの作成についても、災害を想定しながら進め、研究・検討していくべきものと承知しています。

衛生費

問

上杉委員

子宮頸がん予防接種委託料で、予防接種の副作用の懸念が解消されたということか。

答

子育て支援課長

以前、副作用等で一時期国のほうで勧奨接種を控える通達され、それに伴い自主的な任意接種という形になっていましたが、今回国のほうで副作用等が確認されなかったことで、勧奨接種の再開が通達され、今まで勧奨接種を推奨されなかった期間を、遡って接種できるように案内を送りました。

商工費

問

加藤委員

蟠龍祭りについて、毎年500万円ずつになっているが、本年度は600万円に値上げされている。なぜ、100万円も上がっているのか。

答

まちづくり推進課長

蟠龍祭り補助事業で、令和5年度30回目の開催となり節目となりますので、100万円を増額して実行委員会に補助するものです。

問

西川委員

当麻町商工業振興補助事業、新しい事業ですが、この事業の補助率、補助の上限等について、どのような内容になっているのか。

答

まちづくり推進課長

基本的には、お店元気事業と同じ2分の1の補助率で考えています。ただ地域商工業の振興もありますので、町内事業者を利用した場合には、上限額を上げる制度設計で考えています。

ちなみに、小規模な店舗の改修につきましては2分の1、上限50万、町内業者であれば50万加算して100万までという制度設計でいきたいと考えています。

また、店舗兼住宅を譲渡した場合の譲渡奨励金がかかった経費ではなく、一律100万円として考えています。

問

片原委員

とうまスポーツランド整備事業で、キャンプ場にウッドデッキを何ヶ所造るのか。

答

まちづくり推進

今年度は、試行的にウッドデッキ2基を設置して、検証をしていきたいと考えています。

教育費

問

加藤委員

①教育行政執行方針の中で、英語でSociety(ソサイティ)5.0時代と書かれています。どういう意味なのか。

②当麻小学校のグラウンドの木が大きくなり、強風が来たら被害が出るおそれがあるので、現場を見て判断してほしい。
③教員住宅の空き家が多い。なぜ、立地条件のいい場所でありながらこんな状態になっているのか。

答

中村教育長

①Society 5.0というのはこれからの社会形態で、今現在急速に進化を続けている人工知能などの情報技術と従来の科学技術が融合した新しい社会形態、よく超スマート社会とも言われることがありますけれども、そういった社会のことを表しています。

答

教育課長

②危険木であれば、伐採か剪定かも含めて対応を検討させていただきます。

③毎年、教職員が町外から赴任してくる際、速やかに居住場所を提供できるように一定数確保の意味で現在空けています。

問

片原委員

ふるさと思い出機製作事業について、ウッドショックの影響で1学年分の材料の確保に問題はないか。

答

教育課長

1学年分の木材については影響はないと思います。

総括質疑

7 会計

問

上杉委員

教育行政執行方針の中で、小中一貫教育とうたわれているが、今現状どういふ感じになっているのか。

答

中村教育長

令和5年度中に9年間を見通した教育課程を学校の方で

作成をしてもらう計画です。

問

山下委員

①最近農業の方でも後継者の問題で、特産品が減ってきている。作付け者も大変少なくなっている。町長に意見を聞きたい。

②買い物に行くときにデマンドバスを1日1便出す方法はどうか。

答

村椿町長

①農業に夢を抱いて、サラリーマンだけの一択ではなく、起業家のような精神を持って当麻町でチャレンジしていただけるよう、当麻農協と引き続き、施設園芸作物、そして水稲と合わせた当麻町ならではの稼ぐ農業、この複合経営モデルというものをさらに推進してまいります。

②当麻町のその地域に合わせたベストモデルを皆さんと協力して構築してまいります。

令和5年1月24日開催

第1回臨時会

補正予算1件について審議しました。

〔議案審議結果は14ページをご覧ください〕



補正予算

令和4年度当麻町一般会計補正予算(第9号)

現行の予算に1,099万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ76億1,252万3千円となりました。

◎補正の主な内容

出産及び子育て家庭の経済的支援として、妊娠届出時、出生届出時にそれぞれ5万円を支給する出産・子育て応援交付金事業、物価高騰の影響を受けているそ菜・花き生産者の支援のため、そ菜・花き育苗支援事業でそれぞれ増額補正しました。

令和5年3月24日開催

第2回臨時会

財産の処分、補正予算6件について審議しました。

〔議案審議結果は14ページをご覧ください〕



財産

財産の処分について

町有林利用間伐事業の実施に伴い生産された素材を当麻町森林組合に売却するため、地方自治法及び町条例の規定に基づき、

議会の議決後に契約をするもの
です。

処分する素材は開明地区のト
ドマツ外863.428㎡で、
契約金額は970万円です。

**令和4年度当麻町一般会計
補正予算(第11号)**

現行の予算から9,122万
2千円を減額し、歳入歳出それ
ぞれ75億976万7千円としま
した。

◎補正の主な内容

各事務事業の完了により、計
数の整理を行いました。

繰越明許費では、4事業を令
和5年度に繰越し、地方債補正
では10事業の事業費確定により
限度額を変更するものです。

**令和4年度当麻町国民健康
保険特別会計(事業勘定)**

補正予算(第5号)

現行の予算から7,441万
6千円を減額し、歳入歳出それ
ぞれ8億3,591万1千円と
しました。

◎補正の主な内容

保険給付費では、受診件数の
減により療養諸費を、保健事業
費では、特定健康診査の受診者
数減により委託料などを減額補

正しました。

**令和4年度当麻町国民健康保
険特別会計(医科診療施設
勘定)補正予算(第5号)**

現行の予算から133万2千
円を減額し、歳入歳出それぞれ
1億2,715万4千円としま
した。

◎補正の主な内容

新型コロナウイルス集団接種
時の支援医師勤務回数の減、患
者送迎回数の減、血液検査件数
の減による諸検査委託料の減な
どにより減額補正しました。

**令和4年度当麻町後期高齢者医
療特別会計補正予算(第1号)**

現行の予算から1,361万
円を減額し、歳入歳出それぞれ
1億2,389万円としました。

◎補正の主な内容

後期高齢者医療広域連合納付
金で、賦課総額の減による保険
料の減、保険料低所得者軽減額
の減による保険基盤安定繰入金
の減、前年度納付金の精算等に
伴う事務費納付金の減により減
額補正しました。

**令和4年度当麻町介護保険
特別会計補正予算(第6号)**

現行の予算から7,367万

3千円を減額し、歳入歳出それ
ぞれ11億3,844万6千円と
しました。

◎補正の主な内容

審査会開催回数と認定調査件
数の減等による減、各種介護サ
ービス等諸費で、利用者と支給
該当者の減による減、各種介護
予防事業のサービス利用者の減
等により減額補正しました。

**令和4年度当麻町公共下水道事
業特別会計補正予算(第5号)**

現行の予算から23万円を減額
し、歳入歳出それぞれ1億1,
307万9千円としました。

◎補正の主な内容

旭川広域圏下水道建設事業の
負担金額確定により減額補正し
ました。



現編集委員での発行は今号が最
後となります。議会報をご一読く
ださいまして誠にありがとうございます。

編集

議会報編集特別委員会

- 委員長 澤田 なぎさ
- 副委員長 岸山 尚弘
- 委員 西川 泰弘
- 委員 餌取 秀信



議案審議の結果

第1回 臨時会

事件番号	件名	結果	議決月日
議案第1号	令和4年度当麻町一般会計補正予算（第9号）	原案可決	1月24日

第2回 臨時会

事件番号	件名	結果	議決月日
議案第1号	財産の処分について	原案可決	3月24日
議案第2号	令和4年度当麻町一般会計補正予算（第11号）	原案可決	
議案第3号	令和4年度当麻町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）	原案可決	
議案第4号	令和4年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）補正予算（第5号）	原案可決	
議案第5号	令和4年度当麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	
議案第6号	令和4年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第6号）	原案可決	
議案第7号	令和4年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決	

おめでとうございます

当麻小学校入学式

4月6日



議案審議の結果

第 1 回 定例会

事件番号	件 名	結 果	議決月日
議 案 第 1 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決	3月3日
議 案 第 2 号	当麻町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議 案 第 3 号	国民健康保険当麻町立診療所の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議 案 第 4 号	当麻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議 案 第 5 号	当麻町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議 案 第 6 号	当麻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議 案 第 7 号	当麻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議 案 第 8 号	当麻町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議 案 第 9 号	当麻町中小企業経営安定化資金利子補給条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議 案 第10号	当麻町公園条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議 案 第11号	令和4年度当麻町一般会計補正予算（第10号）	原案可決	
議 案 第12号	令和4年度当麻町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）	原案可決	
議 案 第13号	令和4年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第5号）	原案可決	
議 案 第14号	令和4年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決	
議 案 第15号	令和4年度当麻町水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決	
発 議 第 1 号	当麻町議会個人情報保護条例の制定について	原案可決	
議 案 第16号	令和5年度当麻町一般会計予算	原案可決	3月14日
議 案 第17号	令和5年度当麻町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算		
議 案 第18号	令和5年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）予算		
議 案 第19号	令和5年度当麻町後期高齢者医療特別会計予算		
議 案 第20号	令和5年度当麻町介護保険特別会計予算		
議 案 第21号	令和5年度当麻町公共下水道事業特別会計予算		
議 案 第22号	令和5年度当麻町水道事業会計予算 〔予算審査特別委員会付託（7件）〕		
同 意 第 1 号	当麻町教育委員会教育長の任命について	同 意	
発 議 第 2 号	当麻町議会傍聴規則の一部を改正する規則について	原案可決	
	閉会中の所管事務調査の申し出について（総務文教常任委員会） （産業福祉常任委員会） （議会運営委員会）	承 認	

議案の採決結果

	西川議員	善光議員	山下議員	加藤議員	上杉議員	片原議員	岸山議員	餌取議員	澤田副議長	中港議長
第1回臨時会										
議案第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
第1回定例会										
議案第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第5号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第6号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第7号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第8号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第9号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第10号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第11号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第12号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第13号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第14号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
発議第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第16号										
議案第17号										
議案第18号										
議案第19号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第20号										
議案第21号										
議案第22号										
同意第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
発議第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
第2回臨時会										
議案第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第5号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第6号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第7号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

○=賛成 ×=反対 欠=欠席 ただし、議長は職務上、採決に参加していません。

(議席順)